

島屋保育所 重要事項説明書

保育の提供の開始にあたり、島屋保育所（以下「当初」という）があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 施設運営主体

名 称	社会福祉法人島屋福祉会
所 在 地	大阪市此花区島屋2丁目5番14号
電 話 番 号	06-6461-1098
代表者氏名	理事長 岩井 政人

2 利用施設

施 設 の 種 類	保育所
施 設 の 名 称	島屋保育所
施 設 の 所 在 地	大阪市此花区島屋2丁目5番14号
連 絡 先	電話番号 06-6461-1098 FAX 06-6463-1475
管 理 者	所長 中村 優子
対 象 児 童	児童福祉法及び子ども・子育て支援法の定めるところにより、保育を必要とする小学校就学前児童
認 可 定 員	0歳児 6人 1歳児 10人 2歳児 12人 3歳児 15人 4歳児 18人 5歳児 20人
利 用 定 員	満3歳以上の児童 41人 満1歳以上満3歳未満の児童 16人 満1歳未満の児童 3人
開 設 年 月 日	昭和28年 7月 1日
事 業 所 番 号	2710051002568

3 施設の目的・運営方針

当初は、以下の運営方針に基づき、保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

- (1) 当初は、保育の提供に当たっては、入園する乳児及び幼児（以下「園児」という。）の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場を提供するよう努めます。
- (2) 当初は、保育に関する専門性を有する職員が、家庭との緊密な連携の下に、園

児の状況や発達過程を踏まえ、養護及び教育を一体的に行います。

- (3) 当所は、園児の属する家庭や地域との様々な社会資源との連携を図りながら、園児の保護者に対する支援及び地域の子育て家庭に対する支援等を行うよう努めます。

4 当園における施設・設備等の概要

(1) 施設

敷 地		1 6 3 1 . 6 5 m ²
園 舎	構 造	① 鉄筋コンクリート造陸屋根 2 階建 ② 鉄筋コンクリート造 4 階建
	延べ面積	8 6 1 . 6 4 m ²
園 庭		9 7 3 . 9 7 m ²

(2) 主な設備

設備	部屋数	備 考
乳児室	1 室	ひよこぐみ (0 歳児)
ほふく室	1 室	うさぎぐみ (1 歳児)
保育室	4 室	あか組 (満 2 歳児クラス)、もも組 (満 3 歳児クラス)、き組 (満 4 歳児クラス)、しろ組 (満 5 歳児クラス) について各 1 室
ランチルーム	1 室	
調理室	1 室	
トイレ・沐浴室	6 室	(内、沐浴室は 1)
調乳室	1 室	
事務所	1 室	
医務室	1 室	
会議室	1 室	
更衣室	1 室	
遊戯室	1 室	
倉庫	4 室	
昇降機	1 基	

5 提供する保育等の内容

当所は、保育所保育指針（平成 29 年 3 月 31 日厚労告 117）を踏まえ、以下の保育その他の便宜の提供を行います。

(1) 特定教育・保育及び時間外保育の提供

下記 8 に記載する時間において、保育を提供します。

(2) その他の取り組み

- ・季節に沿って様々な体験ができるように保育計画を立てています。
- ・旬の食材を取り入れた和食を中心とした給食の自園調理を行っています。
- ・家庭的な雰囲気の中子どもたちがのびのびと創造力が発揮できるような環境作りに努めています。
- ・外部の講師の方と遊びの中でいろいろなことを体験しています。

(3) 発達に課題のあるお子さまの相談に対応できる体制を作っています。

6 職員の職種、員数及び職務の内容（栄養士については別掲） 令和5年3月1日現在

職 種	職務の内容	員数	常勤	非常勤	備考
所長	施設業務の統括・職員の指揮命令・関係機関との連絡調整・建物の維持・施設の経理のほか、園児を全体的に把握し、園務をつかさどる	1	1		
主任保育士	所長を助け、命を受けて園務部を整理、地域の保護者等に対する子育て支援・他の保育士を統括・園児の保育をつかさどる	1	1		
保育士	保育に従事し、その計画の立案、実施、記録及び家庭連絡等の業務。保育環境の整備並びに安全管理及び保健衛生管理を行う。	10	7	3	
調理員	給食献立の作成、給食及びおやつの調理や栄養量等の記録。給食材料の購入給食材料の整理保管・園内諸雑務に従事する。	2	2		
事務	法人・施設の会計に従事する。	1	1		

当所では、「大阪市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年3月30日大阪市条例第49号。以下「条例」という。）」の定める基準を遵守し、保育の実施に必要な職員として、上記の職種の職員を配置しています。

<各職種の勤務体系>

職 種	勤務体系
所長	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
主任保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）
保育士	正規の勤務時間帯（7：30～18：30）

調理員	正規の勤務時間帯（8：00～16：00）
事務	正規の勤務時間帯（9：00～17：00）

- ※ ロテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。
 ※ 職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

7 保育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。
 ただし、年末年始（12月29日から1月4日）及び
 祝祭日は休園となります。
 また、夏季休業（8月13日から8月16日）
 及び施設長が指定した日は家庭保育協力日となります。

8 保育を提供する時間

保育を提供する時間は、次のとおりとします。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間

保育標準時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、7時30分から18時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間

保育短時間認定に係る支給認定証を市町村から交付されている方の場合、8時から16時までの範囲内で（土曜日は8時～15時まで）、保育を必要とする時間となります（実際に保育を提供する日及び時間帯は、就労時間その他保育を必要とする時間を勘案し、当所との協議のうえで保護者ごとに個別に決定します）。

なお、上記以外の時間帯において、就労等の理由により保育が必要な場合は、7時30分から8時まで又は16時から18時30分までの範囲内で、時間外保育を提供いたします（時間外保育の利用に当たっては、市町村にお支払いいただく通常の保育料の他に、別途利用者負担が必要となります）。

9 食事の提供方法及び提供を行う日、アレルギー対応状況及び栄養士の配置状況

(1) 食事の提供方法

自園調理

(2) 食事の提供を行う日

保育を提供する日は、毎日食事の提供を行います。
 児童の年齢に応じ、以下の時間帯に食事の提供を行います。

	午前間食	昼食	午後間食	備考
0歳児	9時45分頃	11時頃	15時頃	
1歳児	9時45分頃	11時頃	15時頃	
2歳児	9時45分頃	11時頃	15時頃	
3歳児		11時30分頃	15時頃	
4歳児		11時30分頃	15時頃	
5歳児		11時30分頃	15時頃	

※ 献立表は毎月別途お知らせします。

(3) アレルギー対応状況

除去食及び代替食に対応

食物アレルギー対応マニュアル有

※ 食物アレルギー等、体質に合わない食材があればご連絡ください。

(4) 栄養士の配置状況

現在栄養士の配置はありません。

10 利用料金

(1) 特定教育・保育に係る利用者負担（保育料）

支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村が定める保育料をお支払いいただきます。

(2) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金等

(1)に掲げる保育料のほか、別表に掲げる費用を負担していただきます。

お支払方法については、別途お知らせします。

11 特別支援教育・障がい児保育の取組状況

地域社会の中で、障がいのある子どもとない子どもが共に育ち合うことを基本的な考え方として障がい児保育を行っています。

12 利用の開始に関する事項

区保健福祉センターの利用調整に基づき当園に入所決定され支給認定を受けた保護者が本重要事項説明書等に同意された後に保育の提供を開始します。

13 利用の終了に関する事項

当所は、以下の場合には保育の提供を終了します。

(1) 園児が小学校に就学したとき

(2) 児童の保護者が、児童福祉法又は子ども・子育て支援法に定める支給要件に該当しなくなったとき

(3) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき

14 嘱託医

当所は、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

(1) 内科、歯科

医療機関の名称	板東医院
医院長名又は医師名	板東博志
所在地	大阪市此花区春日出中 2丁目18-22
電話番号	06-6461-4295

(2) 歯科

医療機関の名称	はしもと歯科
医院長名又は医師名	橋本 武
所在地	大阪市此花区四貫島1丁目6-17
電話番号	06-6461-6480

15 緊急時の対応

お預かりしている園児に病状急変等の緊急事態が発生した場合には、保護者と連絡を取り、保護者の指定する医療機関及び緊急連絡先等へ速やかに連絡を行います。

16 非常災害時の対策

非常時の対応	別途に定める、消防計画書により対応いたします。																
防災設備	<table><tr><td>・自動火災報知機</td><td>有</td><td>・誘導灯</td><td>有</td></tr><tr><td>・ガス漏れ報知機</td><td>有</td><td>・非常警報装置</td><td>有</td></tr><tr><td>・非常用電源</td><td>有</td><td>・スプリンクラー</td><td>無</td></tr><tr><td>・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理</td><td>有</td><td></td><td></td></tr></table>	・自動火災報知機	有	・誘導灯	有	・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有	・非常用電源	有	・スプリンクラー	無	・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有		
・自動火災報知機	有	・誘導灯	有														
・ガス漏れ報知機	有	・非常警報装置	有														
・非常用電源	有	・スプリンクラー	無														
・その他、カーテン、敷物、建具等の防災処理	有																
避難・消火訓練	避難及び消火の訓練は、毎月 1 回以上実施します。																

17 虐待の防止のための措置に関する事項

職員による園児への虐待防止のため、以下の措置を講じています。

- (1) 年に1回職員に対して虐待防止研修を実施
- (2) 虐待防止マニュアルの作成、運用

※懲戒権濫用マニュアル整備

18 要望・苦情等に関する相談窓口

当所では、要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

当所 ご利用相談窓口	<table><tr><td>・窓口担当者</td><td>主任保育士 武 絵美</td></tr><tr><td>・ご利用時間</td><td>9:00～ 17:00</td></tr><tr><td>・電話番号</td><td>06-6461-1098</td></tr><tr><td>・FAX</td><td>06-6463-1475</td></tr></table>	・窓口担当者	主任保育士 武 絵美	・ご利用時間	9:00～ 17:00	・電話番号	06-6461-1098	・FAX	06-6463-1475
・窓口担当者	主任保育士 武 絵美								
・ご利用時間	9:00～ 17:00								
・電話番号	06-6461-1098								
・FAX	06-6463-1475								

	担当者が不在の場合は、当所職員までお申し出ください。	
第三者委員	近藤 遼	電話番号 06-6761-1171
		大阪市私立保育連盟会長

※ 当所では、上記のほか、園内に要望・苦情等に係る投函箱を設置しています。

19 利用者に対する保険の種類・保険事故・保険金額

当所では、以下の保険に加入しています。

保険の種類	災害共済給付（独）日本スポーツ振興センター
保険の内容	賠償責任保険（保育所管理下における災害）
保険金額	3,000 万円

保険の種類	園児事故対策共済（大阪私立保育連盟）
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	1,000 万円

保険の種類	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険の内容	賠償責任保険
保険金額	5,000 万円

20 園児の利用状況（毎年度5月1日現在）

	令和5年度	令和6年度	令和7年度
0歳児	3人	1人	2人
1歳児	6人	10人	10人
2歳児	5人	12人	12人
3歳児	15人	9人	14人
4歳児	14人	16人	13人
5歳児	14人	14人	16人

21 第三者評価の受審、自己評価の実施状況

第三者評価の受審状況 未実施

自己評価の実施状況 毎年実施

22 子ども・子育て支援法第39条第3項、第5項の規定により公表・公示された旨

なし

23 当園におけるその他の留意事項

喫煙	当園の敷地内はすべて禁煙です。
----	-----------------

宗教活動、政治活動、
営利活動

利用者の思想、信仰は自由ですが、他の利用者に対する宗教活動、政治活動及び営利活動はご遠慮ください。

別表

1 保育の提供に要する実費に係る利用者負担金

令和8年4月1日

項目	内容、負担を求める理由及び目的	金額（内訳）	金額
保育活動経費	絵本代金	年齢に合わせた絵本を教材として 毎月配布（別途5歳児は年間3回キッズサイエンス@550円×3回）	月額 2歳児 410円 3歳児 460円 4歳児 460円 5歳児 470円 年間 5歳児 1,650円
			月額 0歳児 1,000円 1歳児 1,000円 2歳児 1,410円 3歳児 1,700円 4歳児 1,700円 5歳児 2,100円
		行事の際に持ち帰る物品にかかる費用 （お誕生会・遠足・七夕・運動会・クリスマスなど季節行事のおみやげ・衣装・交通費など行事にかかる費用）	年額 0～2歳児 11,200円 3～4歳児 10,880円 5歳児 11,910円
		外部講師により体験教育にかかる講師 （こぐまチャイルド教室、セイハ英語・ダンス教室、エール体育教室）	年額 0～2歳児 800円 3～4歳児 4,000円 5歳児 6,000円
給食費	2号認定を受けた子どもにかかる副食費（3歳児以上のみ）		月額 4,800円
	2号認定を受けた子どもにかかる主食費（3歳児以上のみ）		月額 3・4歳児 1,900円 5歳児 2,000円
保護者会費	行事のおみやげ代・園児災害給付掛金他（前年度500円/月）		未定
教材費・制服代	入所時にかかる教材費（5歳児の実績例）		12,000円
	入所時制服・体操服・カバン代（5歳児の実績例）		20,000円
	夏季制服代（前年度実績例）		4,000円
	進級時にかかる教材費（5歳児の実績例）		4,000円
アルバム代	年長組卒園アルバム		4,500円

※絵本代・行事費・特別指導費については金額（合計）の欄の額をご負担いただきます。
金額（内訳）の欄の額との差額は当初にて負担いたします。

2 時間外保育に係る利用者負担

保育短時間認定の方対象 1日の利用時間20分超えるごとに100円徴収いたします。（次月にまとめて徴収）

※ 当園は、上記費用の支払を受けた場合は、諸費徴収袋への領収印、もしくは領収証を交付いたします。